

# 掛川市市民活動基本指針

平成19年4月

掛 川 市

## はじめに

掛川市では、歴史と伝統、または風土に根ざした様々な市民活動が独自に展開されてきました。「生涯学習」、「報徳精神」、「スローライフ」、「城」、「海」、「砂浜」、「農村文化」、「祭」、「歴史的まちなみ」、「安全安心」等のキーワードに代表されるそれらの活動は、等しく全国に誇る市民活動といえるものです。

「このまちが好き」「歴史や伝統文化を守りたい」「もっとよい地域にしたい」などという心が、様々な掛川らしさや地域資源と結びついて、まちづくり・ひとづくり活動として根付き、実を結んできました。

言い換えれば、「ヒト」がこのまちの「モノ」を生かし、「コト」へと結実させた活動であり、「ヒト」「モノ」「コト」の繋りが、輝ける「資源」となり、市内各所に蓄積されることになったのです。

これからも、私たちはこの「資源」を生かし磨きをかけるとともに、心の豊かさとして自己実現を求め、未だ模索している「ヒト」に気づきを与え、その場所（市民活動）への入り口に案内することが重要です。

そして、市民活動で発生したエネルギーを集約させ、掛川独自のまちづくり・ひとづくりに繋げていくために、従来の制度や仕組みの殻を破り積極的な動きを起こしていかなければならないのです。市民と企業と行政が共に知恵を絞り、汗をかく「協働」によるまちづくりが今こそ必要なのです。

これから先、人口減少、超高齢化社会など社会構造の歴史的変化に直面し、国・地方を問わず一層の自主・自立と魅力あるまちづくりが求められていく中、時代に即し、このまちに根づく活発な市民活動を基礎とした「協働」の在り方が新たに求められています。「協働」が行政の安易な下請けや丸投げ、市民等への単なる責任転嫁などにすり替わらないように、また、お互いの「寄り掛かり」とならないよう、地域を構成する市民・企業・行政が、真の「協働」とは「市民主体のまちづくり・ひとづくり」とは、何かを常に考え、理解していくことが大切です。

掛川市では、平成 18 年 11 月に掛川市市民活動活性化委員会から提出された「掛川市市民活動基本指針への提言（試案）」を基に、「市民主体のまちづくり・ひとづくり」を実現するため、より多くの市民、企業が、「市民活動」「協働」に関心を抱き、ともに掛川らしいまちづくり・ひとづくりの実践に移せるようこの指針を策定しました。

## 掛川市市民活動基本指針 目次

I 指針の目的	1
II 市民活動の活性化	2
1 市民活動を取り巻く背景とその意義	2
2 市民活動とは	3
(1)市民活動	3
(2)市民活動団体	3
3 掛川市の市民活動	4
(1)これまでの取り組み	4
(2)現状と課題	4
III 協働の推進	5
1 協働とは	5
(1)協働によるまちづくりの姿	5
(2)掛川市の協働の考え方	6
(3)協働によるまちづくりの意義	7
2 協働の原則	8
IV 市民活動活性化と協働の推進ための施策	9
1 市民意識の醸成、活動機会の創出・拡大	9
2 人材及び組織の育成	9
3 資機材の貸出・資金的支援	10
4 活動拠点の整備	10
5 情報の収集、提供	11
6 市民活動と協働推進の具体的事業の導入	11
V 指針の実効性を高めていくために	12
1 行政職員の意識改革	12
2 市民・企業意識の醸成	12
【語句説明】	13

## I 指針の目的

掛川市は、「市民主体のまちづくり・ひとづくり」の実現をめざし、「市民活動の活性化」と「協働の推進」を目的に市民活動基本指針を策定します。

「暮らしやすいまち」「子育てしやすいまち」「安心安全のまち」「夢と活力のあるまち」など、市民が求めるテーマ豊かなまちの姿があります。「市民主体のまちづくり・ひとづくり」とは、これら理想として求めているまちの姿に市民自らが考え近づけようと行動することです。

「このまちが好きで、このまちと関りながら生きていきたい」と自然に語れる市民が増えることが、すなわち「市民活動の活性化」「協働の推進」そのものなのです。



## II 市民活動の活性化

### 1 市民活動を取り巻く背景とその意義

少子高齢社会の到来、環境問題の深刻化、国際化の進展などとともに、市民のライフスタイルや価値観は変化・多様化してきました。社会に溢れる「モノ」と「情報」に囲まれている現在、「モノ」に満たされた「豊かさ」では、心を満たすことができなくなってきました。人々は、「心」を満たす「豊かさ」を求め、人間らしい充実した生き方や自分らしさの発見、人と触れ合い、何かの役に立ちたいなどという自己実現の場や生きがいの場を見出そうとしています。

市民活動は、そういった自発的な思いから発して、福祉、環境、まちづくり、教育、国際交流など幅広い分野で展開されています。

一方で、ライフスタイルと価値観の変化は、※<sup>1</sup>市民ニーズの多様化・複雑化に拍車をかけ、既存の均一・平等が原則の行政を中心とするシステムと持てる力だけでは、十分な対応をしていくことは困難になってきています。

これに対し、市民活動は、福祉からまちづくり、観光から社会教育と横断的な活動がされていることから守備範囲が広く、柔軟な対応が可能です。また、個々の市民ニーズをより身近に捉えるとともに、的確できめ細かなサービスを迅速に提供することができます。阪神・淡路大震災での、全国から駆けつけた※<sup>2</sup>ボランティアによる救援活動は、これらの特性を生かし大きな成果を上げ、高い評価を受けました。この出来事は、既存のシステムの限界と市民活動のパワーを印象づけると共に、自助・共助・公助の考え方による「協働」の重要性を認識させる一大契機となりました。

地域に密着し、地域愛に満ちた市民活動には、真に豊かなまちづくりの実現に向けての活躍が期待されています。

## 2 市民活動とは

### (1) 市民活動

掛川市では、現在、環境、保健・医療・福祉、社会教育、子どもの健全育成、文化・芸術、スポーツ、国際協力、まちづくりなど様々な分野で市民が取り組む活動が行なわれています。

これらの活動は、地域社会への貢献という具体的効果をもたらすとともに、市民一人ひとりが、周囲の人たちや地域の役に立ちたいとする自分自身の生きがいや達成感といった「心の豊かさ」を求め、自己実現のために行動したものです。それら活動の中には、「市民活動」、「社会貢献活動」、「ボランティア活動」、「※<sup>3</sup> NPO活動」などと呼ばれるものがあります。活動形態は、多種多様ですが、これらの活動を総称して「市民活動」といいます。

具体的には、次のように定義されます。

- ①市民の自主性・自発性に基づく活動
- ②多くの人々が幸せに生きていくために必要で公益性がある活動（構成員の親ぼく・福利厚生等でなく、広く第三者や地域社会に作用することを目的とする活動）
- ③営利を目的としない活動（利益を上げることが禁じるのではなく、生じた利益を構成員で分配してはならないこと）
- ④全ての市民に開かれた活動
- ⑤継続的に行なわれる活動
- ⑥宗教活動や政治活動、選挙活動を目的としない活動

活動している人が、特別意識をしていない小さなものであっても、結果的には「市民活動」と定義される行いは、日常生活のふとした場所でも見つけることができます。掛川市では、多くの人々が喜び幸せになれる、たとえ小さな活動でも大切にしたいと考えます。

### (2) 市民活動団体

市民活動団体とは、「市民活動を行なっている団体」です。

例えば次のような団体があります。

- ◎「各ボランティア団体」 ◎「NPO法人」
- ◎「自治区」 ◎「まちづくり団体」 等
- 「子ども会、老人クラブ、PTA等」（会員が特定され、会員間の親ぼく・互助・福利厚生等を主な目的とした団体であっても、活動の内容によっては、市民活動団体と同様に区分される場合があります。）

### 3 掛川市の市民活動

#### (1) これまでの取り組み

掛川市では、市民参画のまちづくり実現のため、様々な取り組みが行われてきました。「報徳精神」、「スローライフ」、「城」、「海」、「砂浜」、「農村文化」、「祭」、「歴史的まちなみ」などを「キーワード」とした市民活動はその代表的なものです。同時に、各自治区単位で、社会教育をはじめとした独自の自発的な活動を行なう「区をよくする会」や青少年健全育成などを目的に特色ある活動を行う「若つつじ会」など体系的な取り組みも行われてきました。中でも※<sup>4</sup>これまで掛川市が取り組んできた「生涯学習運動」は、市の施策全般において市民参画を明確に位置づけたもので、全国に先駆けた取り組みです。これは、一般的な生涯学習が、自分づくり・ひとづくりを目的としているのに対し、ひとづくりを基本にしつつ、「いいまち、いい地域文化等をつくる」などの目標を市民・企業・行政が共有しながら、住民参加のまちづくりを実践するという特長的なもので、現在の市民活動の基盤となっています。

#### (2) 現状と課題

現在、市内では個人を中心としたボランティア団体や、NPO法人、自治区など、多種多様な目的と形態を持った市民活動が展開されています。しかしながら、様々な問題を抱え活動している団体は少なくありません。例えば、その問題点として、新たな会員や役員・リーダーなどの人的資源不足、活動の拠点となる会議室や印刷機器などの物的資源不足、さらに活動を展開していくための資金不足などが挙げられます。

また、中には、活動の中心は高齢者が多く、若い世代の人たちの参加がほとんど得られないという団体も少なくありません。

現在、市民活動に関心がある人たちは増加の傾向にあります。しかし、自ら活動に参画する意志のある市民の「一歩」を踏み出すきっかけとなるような機会が、不足していることもまた事実です。さらに、コミュニケーション不足に起因する市民活動団体への理解不足や市民活動団体間のネットワークが十分機能していないなども課題となっています。

### Ⅲ 協働の推進

#### 1 協働とは

##### (1) 協働によるまちづくりの姿

私たちが暮らす社会は、私的な空間と公共的な空間に大別することができます。私的な空間とは、個人や企業などが、自らの責任と主体性に基づいて営む生活や活動している空間を指しますが、公共的な空間とは、市民、企業、行政それぞれの活動と協力により支えられており、より良い地域社会、暮らしやすいまちを創っていくという共通の目的を持つ空間です。行政が主な担い手として提供している行政サービス、地域住民が中心となるコミュニティ活動やボランティア活動、企業の社会貢献活動など、見方によってはそれぞれが別々の目的のために取り組んでいる活動に見えますが、実際にはこれらの公共的活動すべてが、より良い公共空間の形成といった共通の目的につながっているのです。

今日、我が国は人口減少時代に突入し、かつて経験したことがない社会構造の変化が起ころうとしています。市民生活においても価値観の変化などにより、健康・福祉・環境・教育など、あらゆる領域における市民のニーズが多様化・高度化しています。一方、地方分権社会の進展に伴い、地方自治体は自己決定・自己責任による行政運営が求められており、それとともに将来に備えた厳しい行財政改革を迫られています。さらに、地域を取り巻く様々な課題に加え、いま直面している少子高齢化、幼児虐待、地球環境の危機といった課題は、これまでどおり行政主導で解決していくことは困難な局面を迎えており、市民の問題意識や能力が発揮されなければ解決できない状況になっています。市民ニーズや地域課題に的確に対応し、満足度の高いまちを実現するためには、むしろ公共空間の特性に応じて、市民、企業、行政がそれぞれの役割を担い、専門性や効率性を発揮しながら公共空間を支えていくことが必要になっています。

地域社会の多様な構成員が、それぞれの特性を発揮し、自ら汗をかきながらともに地域社会を支える活動を広げていくことで、より良い公共空間を形成していく取り組みこそが、私たちが考えるこれからの協働によるまちづくりの姿なのです。

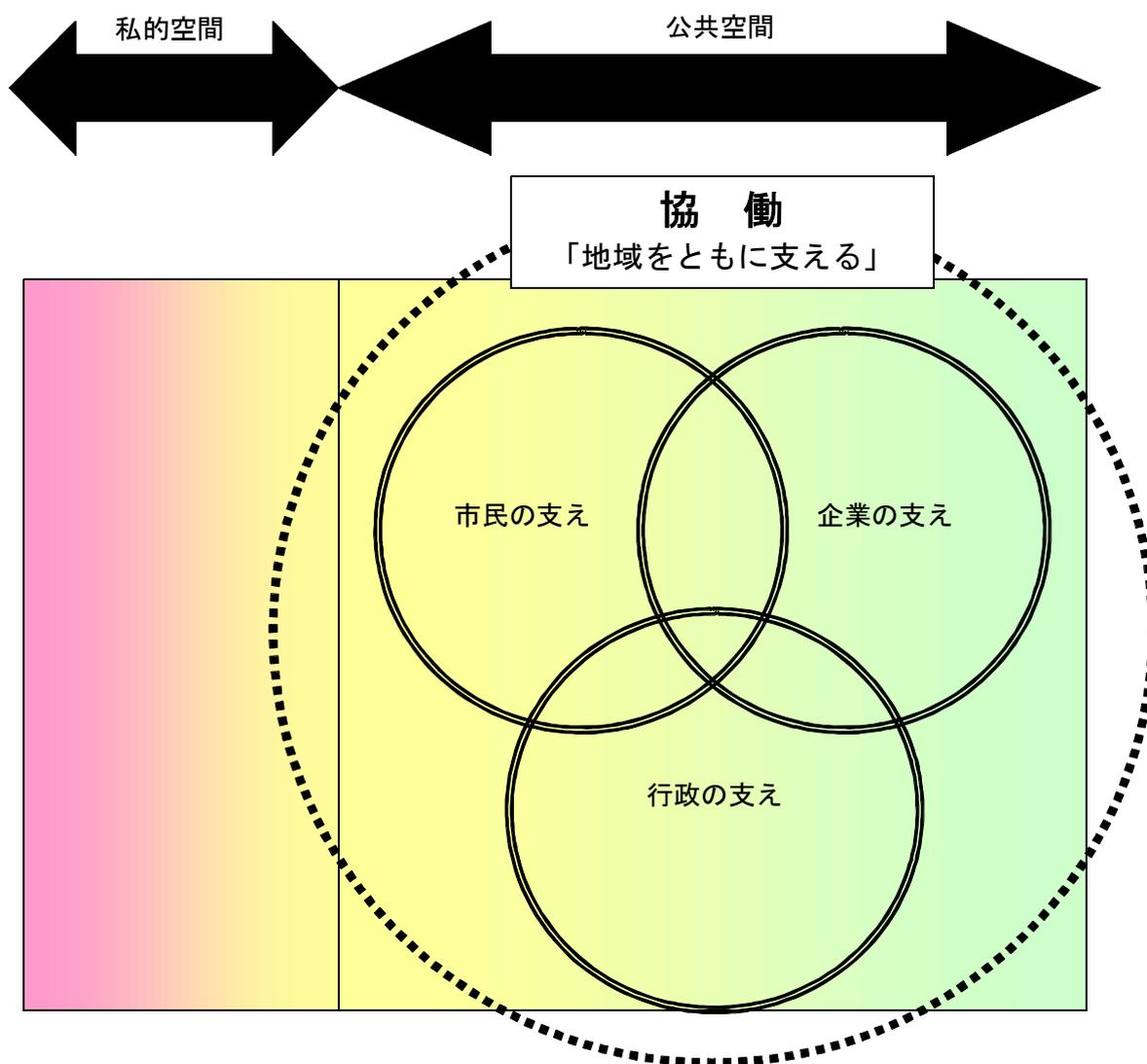
## (2) 掛川市の「協働」の考え方

協働とは、行政の手が回らない部分を、市民やボランティア団体が補完する活動ではありません。持続可能で安心して暮らせる地域社会を築くために、地域の多様な構成員が、それぞれの役割を担い、ともに地域を支える活動を意味しています。本市では、「市民、企業、行政それぞれが協力して取り組む」という考えをさらに一歩進め、私たちが暮らす公共空間において、「地域の多様な構成員が、それぞれの役割を担い、自らが汗をかいて地域をともに支える活動」自体が、「地域をともに支える」という意味で「協働」とであると捉えました。

### 【協働の理念】

協働とは『希望に満ちた社会を築くために、社会の多様な構成員が公共空間の担い手としてそれぞれの力を発揮し、自ら汗をかきながら地域をともに支える活動に取り組むこと。』

「協働」の概念図



### (3) 協働によるまちづくりの意義

協働によるまちづくりは、地域の多様な構成員である市民・企業・行政が、まちづくりの担い手として、自ら又は協力しながら積極的に活動することです。そのためには、それぞれが、より良いまちを実現するという共通のイメージを目指しながら活動することが必要です。イベントや行事等の市民活動への「参加」から、一歩進んで、より積極的な「参画」を果たすことが、暮らしやすい地域環境の実現や確かな自己実現につながるのです。そして、それぞれが持っている特性を生かし、適切な役割分担をしながら取り組むことが重要です。例えば、市民活動は、本来地域に根ざしているもので、機動性があり、行政よりも早く問題点に気づく場合が多く、企業は、専門的な知識や技術を有し、行政は、財源と豊富なデータを持っている等の特性があります。それぞれが、この長所を生かした協働によるまちづくりを実践することによって、迅速でよりきめ細かな対応、専門的で高度な課題を解決することができるのです。

協働によるまちづくりは、このように市民ニーズに対応したきめ細かい対応を実現するだけでなく、行政組織のスリム化と行政サービス水準の維持を両立させて行政経営を改善する上でも大きな役割を果たします。また、より良い地域コミュニティの形成や元気な地域づくりのきっかけにつながるものとしても期待されています。さらには、生き生きとした暮らし、心の充実感を求める人々に対しても、協働は自己実現や生きがい創出の舞台を提供する役割も果たします。

掛川市では、全国に先駆け「生涯学習運動」を推進するなど、これまでも様々な形態により、市民・企業・行政がともに歩むまちづくりが進められてきました。その成果は、掛川市の礎として有形・無形を問わず、まちの姿、ひとづくりとして引き継がれ、現在にも大いに生かされています。しかし、今後はさらなる変革の時代を迎え、地域の多様な構成員の力が一層発揮できるまちづくりが求められています。協働は、生涯学習運動や様々な市民活動で培われたまちづくりの実績を生かし、「自ら汗をかきながら地域をともに支える」等の視点を加え、積極的に活動することによって、私たちの目指す掛川らしい「市民主体のまちづくり・ひとづくり」、市民が輝き、誇りを持って行動する市民自治のまちづくりに繋げていくものなのです。

## 2 協働の原則

協働は、次の原則により行われる必要があります。この原則は、協働であるから特別ということではなく、人と人との関係において、重要で尊重すべき基本的な事項に他なりません。それは、個人間・組織間を問わず、「個々の人間が互いに目標を持ち、他人を思いやる気持ちを持って活動する」ということなのです。

### ①対等の原則

それぞれが対等の立場に立って取り組むことが必要です。上下の関係でなく横の関係であることを常に意識した上で、協働を進めることが求められます。

### ②自主性尊重の原則

それぞれが対等なパートナーとして認識すると共に、それぞれが持つ特性を十分発揮できるよう、自主性・主体性を尊重することが重要です。

### ③自立化の原則

市民活動団体等が、力をつけ成長し今後の活動において自立することを視野に入れながら、協働を進めることが必要です。

### ④相互理解の原則

それぞれが相手の長所・短所や立場を認識し、理解し、尊重し合いながら協働を進めることが必要です。

### ⑤目的共有の原則

それぞれの役割と組織の特性を踏まえ、協働の目的が何であることを共通理解し、確認しながら役割分担することが必要です。

### ⑥公開の原則

必要な情報を収集・共有し、透明性を確保することが必要です。



## IV 市民活動活性化と協働の推進のための施策

「市民主体のまちづくり・ひとづくり」の実現のためには、「市民活動の活性化」「協働の推進」が重要です。

しかしながら、現状においては活動拠点の整備や人材の育成、情報のネットワーク化等様々な課題があり、市民活動を後押しする条件が十分に整っているとはいえません。また、協働を推進するための体制も同様です。

こうした様々な課題に対応する為、次の施策を実行します。「活性化」とは、人のエネルギーが注がれることであり、人の意識がいかに集中するかということです。多様な主体のエネルギーが注がれる、ともに支えるまちづくりの実現のため、何が効果的かを考えながら施策を実行に移していかなければなりません。

### 1 市民意識の醸成、活動機会の創出・拡大

多くの市民が市民活動・協働に興味を抱くよう啓発を行なうとともに、関心を持ち、きっかけを求めている人には、一步を踏み出せる場や情報の提供を実施します。

- ・気軽に参加できる市民活動発表会や市民活動講演会の開催
- ・市民活動への参加（自由書き込み）の場としての「※<sup>5</sup>地域SNS（e - じゃん掛川）」の利用促進
- ・市民活動イベントや公益事業等の市民アイデア提案の導入
- ・学校における市民活動（ボランティア・講師等）の紹介と活動の充実
- ・企業への啓発（退職を控える団塊の世代等をターゲットに）
- ・市民活動での活躍が顕著な個人・団体に対する特別紹介・表彰制度などの検討
- ・（仮称）市民活動連絡協議会の設立（活動団体相互の連携等） 等々

### 2 人材及び組織の育成

市民活動の中心となるリーダー等の人材や、組織の育成のため、必要な知識や技能を身につけられるように研修機会や相談窓口を設置します。

- ・リーダーとなる人材育成のための研修や講座の開催。研修終了後も段階ごとの人材活用プログラムを検討し、研修のやり放しにしないよう工夫
- ・組織マネジメントの補助や、講座の開催
- ・※<sup>6</sup>ファシリテーター、協働コーディネーター等養成講座の開催
- ・市民活動に対する相談窓口の設置 等々

### 3 資機材の貸出・資金的支援

市民活動に必要な機材の貸し出しを実施するとともに、活動における資金的支援を行ない、円滑な活動への後押しをします。

- ・印刷機器等の機材の貸し出し（市民活動支援センター）
- ・NPO法人の設立初期段階での資金的支援（助成金の交付）
- ・市民活動基金（市民寄付等）など市民活動を推進する仕組みの研究 等々

### 4 活動拠点の整備

市民活動・協働の情報に触れることができる活動拠点の整備や、市民が気軽に、また積極的に交流できる環境を整備します。

- ・公民館、地域生涯学習センター等の利用促進方法の検討
- ・市民活動支援センターの設置（公共施設・空き店舗等を利用した活動場所や交流サロンの設置） 等々

**※市民活動支援センターには下記のような機能整備が必要**

- 「窓口機能」・・・市民活動の総合窓口や行政情報の窓口として利用
- 「交流・調整機能」・・・気軽に交流を図るだけでなく、コーディネーターを介し市民活動団体がネットワークを構築したり、行政との連携が可能
- 「情報機能」・・・情報を一元的に集約し提供。また、広報手段を持たない市民活動団体の情報の発信源として機能
- 「育成機能」・・・人材育成の講座を開催したり、相談業務を実施。パソコンやインターネット等の活用促進のためITサポート等の実施。
- 「事務機能」・・・印刷機、パソコン、FAX等事務に必要な機器を配備。会議スペースを設け、拠点を持たない団体でも、事務作業や会議等が可能

## 5 情報の収集、提供

市民活動・協働に必要な様々な情報の効果的な提供と、市民活動団体、行政、関係機関からの情報収集と整理を実施します。

- ・ 広報かけがわやホームページにおける市民活動コーナーの設置
- ・ 市民活動・協働に関する情報提供の場としての「地域SNS（e - じゃん掛川）」の利用促進
- ・ 協働にかかる施策の情報提供（モデル委託事業等）
- ・ 市民活動団体情報のデータベース化
- ・ 市民活動の現状調査とその分析
- ・ 情報発信の集約化、一元化の検討
- ・ 人材バンク創設の研究 等々

## 6 市民活動と協働推進の具体的事業の導入

協働の推進を加速させるため、下記のような具体的事業を実施します。

- 市総合計画に記載されている全ての協働施策の確実な実行
- 市民活動団体推進モデル委託事業の継続と拡充
- 「地域SNS（e - じゃん掛川）」の利用促進
- 委託事業の促進（指定管理者制度の利用等）
- パブリックコメント制度の導入
- （仮称）協働のまちづくり推進委員会の設置

## V 指針の実効性を高めていくために

前述した施策を着実に実行することはもとより、次の点に留意し、市民活動を活性化させ、協働の成果をより効果的に高めていくことが重要です。

### 1 行政職員の意識改革

職員は、自らの職務が、生きた地域社会を相手にしていることを認識した上で、市民活動と協働の意義を理解し、これらを目標達成のための重要な要素と位置付け、職務に活かしていくことが重要です。市民や市民活動と同じ目線、同じ立場を経験・体感し、その本質を理解することにより、行政本位でない協働を進めていくことが求められています。そのために、職員が自ら市民の一人として、市民活動への積極的な参加・参画ができる環境・体制づくりに努め、職員各自の意識改革を進めてまいります。

また、協働によるまちづくりを進める上で、多様な主体間の合意形成を図る機会が増加します。職員には、その際のファシリテーターや協働コーディネーターとしての役割が担えるよう、必要なスキルを身につけることとその重要性と役割を認識する心構えが必要不可欠です。そのための研修機会を充実させるなど、職員の能力向上に努めてまいります。

### 2 市民、企業意識の醸成

まちづくりの主体である市民一人ひとりが、自分にも何か役割があるということに気づき、「自分の好きなこと、出来ること、得意なことで社会参画していこう。」という意識を自らが持ち、まずは「参加する」という一歩を踏み出すことが大切です。そして、これまで「参加」にとどまっていた市民は、もう一歩進めて自分のアイデアを伝えるよう積極的に「参画」することが重要です。また、市民活動団体等は、新しい仲間が参加しやすい環境をつくるとともに他団体等との連携も視野に入れる必要があります。市民活動を通し社会へ参画していく中で、自立・自律の精神を確立させ、自己の能力を発揮することが、自らと周りの成長につながるのです。

一方、企業も、公共空間を支える活動を担っていることを踏まえ、ボランティアや※<sup>7</sup>企業メセナ等の社会貢献活動を積極的に取り入れていくことが大切です。市民や行政と連携することで、さらなる活動の継続や拡大も期待できます。

そして、それぞれの能力が生かされた、特色ある市民活動が活性化し、協働が推進されることにより、掛川らしい「市民主体のまちづくり・ひとづくり」が実現できるのです。

## 【語句説明】

### ※<sup>1</sup>「市民ニーズ」とは

より快適で充実した市民生活を送るために、市民が要求しているもの・期待。

### ※<sup>2</sup>「ボランティア」とは

語源は、英語の志願兵から、または、ラテン語のボランタール（自由意志）から来しているとも言われます。いずれからも、自ら進んで参加するという意味がとれます。つまり、よりよい社会をつくるため、個人が自ら進んで行なう、金銭的な見返りを求めない活動ということができます。このように無報酬という考え方が一般的ですが、最近では「有償ボランティア」という活動形態もあります。

### ※<sup>3</sup>「NPO」とは

「NPO（エヌ・ピー・オー）」とは、Nonprofit Organizationという英語の略称で、日本語に訳せば、「民間非営利組織」となります。

つまり、利益を得て配当することを目的とする企業とは異なり、利益が上がった場合も、構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充て、あくまでも社会的な使命を達成することを目的とした組織のことを指します。

このような組織・団体に法人格を与え、より活動がしやすくなるように特定非営利活動促進法（NPO法）が、1998年3月に制定されました。この法律でいう特定非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動で、次の17分野のものと定めています。

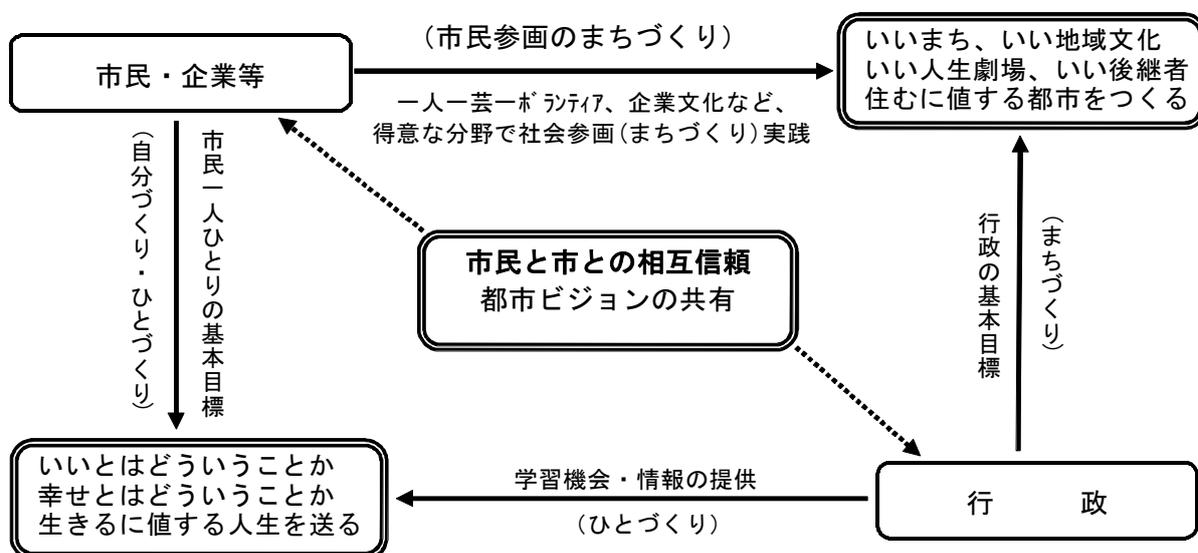
- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※<sup>4</sup>これまで掛川市が取り組んできた「生涯学習運動」とは

一般的な「生涯学習」はひとづくりであり、行政は、市民に対して学習情報、機会等の提供サービスを行います。それに対しこれまで掛川市が取り組んできた『生涯学習運動』は、まちづくり・ひとづくりです。つまり、一人ひとりの生涯学習活動で自己を高めた市民が、このまちで活躍し、さらにこのまちをよくする担い手・主体として社会参画してもらうことです。市民にとって「生きるに値する都市・死に甲斐のある都市」になるよう、まちづくりを進める体系的な取り組みです。

市民総代会、市民募金を柱に設置された新幹線掛川駅や掛川城、まちづくり土地条例等、生涯学習運動の成果は、ソフト・ハード事業を問わず多岐にわたります。

【生涯学習運動の概念図】



※<sup>5</sup>地域「SNS」とは

SNS（ソーシャルネットワーキングサイト）とは、日記や掲示板・アンケートなどの機能を使って、インターネット上でコミュニケーションや情報発信を行うことができる便利なサイトです。そのSNSの中でも、特定の地域に住む・働く・関心のある人々のためのコミュニケーションおよび情報発信が便利なように設計されたものが地域「SNS」です。地図を使った情報交換をおこなう機能や、開示範囲の細かな指定が可能な情報発信をおこなうことができます。

※<sup>6</sup>「ファシリテーター」とは

会の進行役。参加者の心の動きや状況を見ながら実際にプログラムを進行していく人であり、参加者自身の気づきを促すことに重点が置かれることで、単なる司会者とは異なっています。

※<sup>7</sup>「企業メセナ」とは

「メセナ」[mecenat]とは、そもそも芸術文化支援を意味するフランス語で、企業が行う社会貢献の一環として行う芸術文化支援と解されます。